

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP



さまざまな賠償リスクに備えたい方に

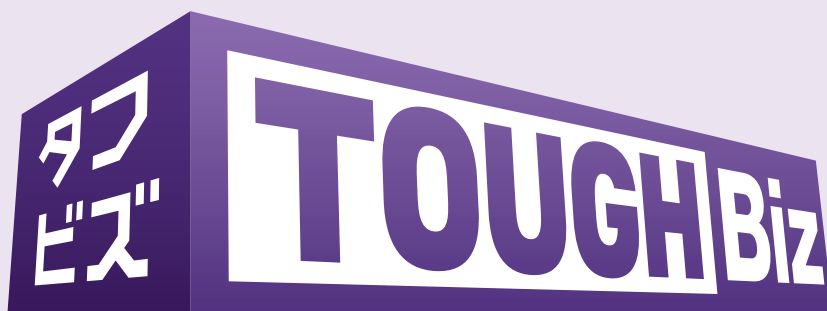
事業用

企業包括特別約款、企業総合賠償特約セット賠償責任保険

令和元年10月以降保険始期用



MS&ADインシュアランスグループは、サッカー日本代表を応援しています。



賠償総合保険



「タフビズ賠償総合保険」は
ベルマーク協賛商品です。



事業活動にかかわるさまざまな
賠償リスクを補償します。



もしも!

貴社が他人の身体・財物にかかわる事故(対人・対物事故)を起こした場合、高額な損害賠償を求められる可能性があります。

過去にも
高額賠償事例
が数多く
発生!



CASE.1



施設の排気管が詰まり爆発事故が発生、付近の建物や車両を損壊し通行人もケガをした。施設運営上の安全対策に問題があったとして、損害賠償請求された。

約3億250万円

CASE.2



製造・販売した菓자에異味・異臭がするとして消費者からクレームが殺到。菓子メーカーは仕入れた原材料が原因であったとして、原材料を納品したメーカーを訴えた。

約2億7,800万円

CASE.3



マンション天井裏のスプリンクラー設備から漏水し、戸室に水ぬれ被害が発生した。設置業者が繁忙期のため水圧のチェックを怠ったことが原因であるとして、訴えられた。

約7,990万円

CASE.4



飲食店で製造・販売した弁当を食べた約300名が、下痢・腹痛などの症状を訴えて入通院した。検査の結果、弁当からO-157が検出された。

約4,500万円

CASE.5



自転車でコンビニエンスストアの店頭を通りかかった通行人が、段ボールの上に放置されていた折り畳みコンテナ(商品搬送用プラスチック製ケース)につまずき転倒。腰部を強打し骨折した。

約2,460万円



賠償総合保険

タフビズ賠償総合保険が

貴社の事業活動による 事故発生時の対応をバックアップします。

詳しい
補償内容は
次のページへ



1証券で総合補償

事業活動を取りまくさまざまなリスクに
ひとつの保険で対応します。
損害賠償の補償に加え、費用・利益損害の補償まで、
トータルに備えられます!

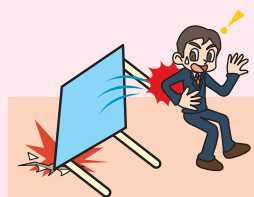


基本の補償(対人・対物賠償) 05 ページ

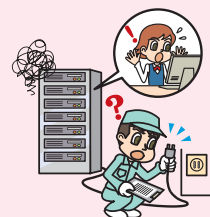
おすすめ!

ワイドプラン

なら、ここまで補償!



研修のため、一時的に借用した会議室の床を破損してしまった。



設備工事の作業時にサーバーの電源を切断、サーバー内のデータを消失してしまった。



お客さまから修理のため郵送されてきた販売品を保管中に、火災で焼失した。



通行人にケガをさせた対応などにより、工事の完成が期日より1か月遅れ、施主から遅延金を請求された。

ベーシックプラン

で幅広く、しっかり補償

以下の補償のほかにも、さまざまなケースで貴社をお守りします。
詳しくは次のページをご確認ください。



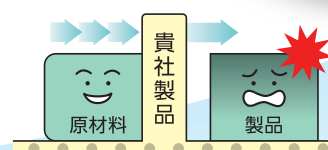
店舗の床がぬれていたためお客さまがすべって転び、ケガをした。



配管から水漏れが発生、階下の他人の店舗を汚損した。



窓の閉め忘れにより吹き込んだ大量の雨水が階下に漏れ、他店舗の什器を損壊してしまった。



製造した機械を取引先に納品したところ、その機械に欠陥があり、取引先がその機械を使用して加工した製品が損傷した。



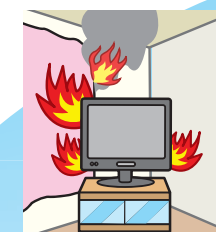
自転車で出前中に通行人にぶつかり、ケガをさせた。



納品中、誤って他人にケガをさせた。



調理場より出火。火災によりお客さまがケガをした。



接続部の欠陥により、製造した電化製品から出火し、燃え移った建物が損傷した。



販売した飲食物がもとで、お客さまが食中毒を起こした。



階段のワックスがけ終了後、ふき残しが原因で通行人がケガをした。



製造したコンデンサを取引先に納品したところ、そのコンデンサに欠陥があり、取引先がそのコンデンサを組み込んで製造した携帯電話が損傷した。

業務遂行に
関連する
賠償責任の補償

施設・設備等に
関連する
賠償責任の補償

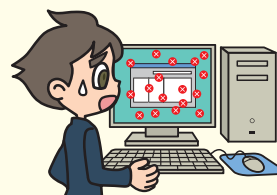
生産物・
仕事の結果に
関連する
賠償責任の補償

オプション補償 08 09 ページ

お客さまの
ご要望に合わせて
補償をさらに手厚く

サイバーリスクへの備え

顧客企業にメールを送信したところ、セキュリティ対策を怠っていたため、マルウェアが混入していた。その結果、顧客企業のPCがマルウェアに感染し、データが消失した。



リコールへの備え

製造した製品の欠陥が原因で事故が発生したため、製品を回収した。



休業への備え

火災により店舗が損壊し、休業せざるを得なかった。



食中毒等による休業への備え

集団食中毒が発生。診断した医師からの届出に基づき、県は5日間の営業停止処分を決定。営業停止により休業損失が発生した。



賠償責任の補償①

貴社が他人の身体の障害・財物の損壊について法律上の損害賠償責任^①を負担

することによって被る損害(損害賠償金に加え、さまざまな費用)を補償します。

補償内容の詳細は13ページ

基本の補償

前ページの業務遂行に関連する賠償責任の補償
施設・設備等に関連する賠償責任の補償
生産物・仕事の結果に関連する賠償責任の補償
に
加えて、主に次の補償があります。

おすすめ!

ワイド
プラン

ベーシック
プラン

事故の例

対人・対物賠償損害

対人・対物事故を
伴わない賠償損害

費用損害

① 構内専用車等危険補償

作業場内、施設内における自動車および作業場内における車両に起因する事故^(注1)

② 従業員所有自動車危険補償

従業員が所有する自動車を業務に伴い使用した際に発生した事故^(注1)

③ 管理財物損壊補償

作業を行う対象物の損壊

④ 来訪者財物損壊補償*

お客さまから預かった財物^(注2)の損壊

⑤ 生産物自体の損害補償*

生産物・仕事の目的物自体の損壊^(注3)

⑥ 国外一時業務危険補償

国外出張業務に起因する事故

⑦ 国外一時持出・流出生産物危険補償*

生産物が一時的に国外に持ち出されたまたは流出した際に発生した事故^(注4)

⑧ 受託物損壊補償*

業務に伴い管理する受託物、借用財物、支給財物の損壊

⑨ 借用イベント施設損壊補償*

借用イベント施設の損壊

⑩ 工事遅延損害補償*

工事が遅延した場合の遅延規定に基づく損害賠償金

⑪ 人格権侵害補償*

不当な身体の拘束による自由の侵害や名誉毀損、表示行為による名誉毀損やプライバシーの侵害

⑫ 広告宣伝活動による権利侵害補償*

広告宣伝活動による名誉毀損やプライバシーの侵害、著作権・表題や標語の侵害

⑬ 使用不能損害拡張補償*

他人の財物の損壊を伴わないその財物の使用不能^(注5)

⑭ ブランドイメージ回復費用補償*

ブランドイメージ回復のためのコンサルティング費用

⑮ データ損壊復旧費用補償*

他人のデータ・プログラムの消失・損壊^(注6)

(注1)自動車損害賠償責任保険・自動車保険等で補償されるべき額の超過分のみがお支払対象となります。(注2)預かった財物が貨幣や有価証券等の高価品では責任を負いません。(注3)対人・対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、対物事故は生産物・仕事の目的物のみが損壊した場合を、外で発生したものに限り、(注5)生産物や仕事の結果に起因する事故については、その生産物や仕事の目的物自体に不測かつ突発的な損壊が発生している場合、*のついた補償は基本契約とは支払限度額^②が異なります。詳細はP12をご参照ください。

あった場合は、お客さまがその種類と価額を明らかにしてはつきり告げて施設に預けたものでなければ、その損害に含みません。(注4)日本国外で損害賠償請求が提訴された場合も補償されます。ただし、原因となる事故は日本国のみ、お支払いの対象となります。(注6)法律上の損害賠償責任が発生しない場合も、お支払いの対象となります。

事故発生の際に適切な対応を行うための費用、訴訟・和解・示談などの対応の費用をお支払いします。

■損害防止費用 ■権利保全行使費用^(注7)

発生した事故による被害の拡大防止にかかった費用等



■緊急措置費用^(注7)

ケガ人の応急手当をしたとき等



■被害者治療費等補償*^(注7)

被害者の治療費を負担したとき等



■初期対応費用補償*^(注7)

事故現場の後片づけをしたとき等



■争訟費用^(注7)

訴訟にかかった費用等



■協力費用^(注7)

当社に協力するためにかかった費用等



■訴訟対応費用補償*^(注7)

書類の作成など、訴訟に関する諸費用等



※上記費用の詳細はP13以降の補償内容の詳細をご参照ください。

(注7)結果として法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。



用語の
ご説明

① 法律上の損害賠償責任

故意・過失などによって他人に損害を与えた場合、加害者は被害者に対してその損害を補償しなければなりません。これを法律上の損害賠償責任といいます。主なものに、加害者の不法行為に基づく賠償責任と債務不履行に基づく賠償責任があります。なお、故意による損害は、保険金のお支払いの対象にはなりませんのでご注意ください。

② 支払限度額

当社が支払う保険金の限度額となります。損害の額が支払限度額を超える場合には、超過分は被保険者の自己負担となりますのでご注意ください。

賠償責任の
補償②STEP
1補償のご説明
(概要)STEP
2

ご契約条件

STEP
3補償内容の
詳細

受託物・借用財物・支給財物の損壊等を補償するワイドプランをおすすめしています。

オプション
補償①STEP
1補償のご説明
(概要)STEP
2

ご契約条件

STEP
3補償内容の
詳細

事業形態やニーズに応じてさまざまな補償をご用意しています。

オプション補償
(賠償損害)特約のセットにあたっては、別に定める
特約保険料を払込みいただきます。

☑ サイバーリスク補償特約 おすすめ!

「情報の漏えいまたはそのおそれ」^④や「IT事故」^⑤により
負担する賠償損害および費用損害を補償します。情報漏えい事故等が起こると、その対応の
ためにさまざまな費用がかかります。

賠償損害

- ① 情報の漏えいまたはそのおそれ
② IT事故のうち、自社ホームページ、社内ネットワークの管理、
メール送信等に起因する他人の業務の阻害等

費用損害

- ① 事故対応費用
② 事故原因・被害範囲調査費用
③ 広告宣伝活動費用
④ 法律相談費用
⑤ コンサルティング費用
⑥ 見舞金・見舞品購入費用
⑦ クレジット情報モニタリング費用
⑧ 公的調査対応費用
⑨ 情報システム等復旧費用
⑩ 被害拡大防止費用
⑪ 再発防止費用
⑫ サイバー攻撃調査費用

支払限度額	
賠償損害(1請求・保険期間中)	費用損害(1事故・保険期間中)
☐ 3,000万円	☐ 1,000万円
☐ 5,000万円	☐ 2,000万円
☐ 1億円	☐ 3,000万円
☐ 3億円	☐ 3,000万円

上記の4パターンからお選びください。
※費用損害の支払限度額は、賠償損害の支払限度額に含まれます。
※訴訟対応費用は、賠償損害支払限度額の設定額の範囲内で1,000万円までとなります。
※情報システム等復旧費用、被害拡大防止費用と再発防止費用の合計額、サイバー攻撃調査費用は、費用損害支払限度額の設定額の範囲内でそれぞれ200万円までとなります。

縮小支払割合

なし(注)
(注)被害拡大防止費用、再発防止費用は90%、サイバー攻撃調査費用は80%の縮小支払割合を適用します。

CASE1

ホームページのお問い合わせフォームに脆弱性があり、サイバー攻撃により、個人情報流出した。お問合わせ被害者対応等に多額のコストを支出した。



CASE2

退職した従業員が、個人情報を持ち出し、第三者に売却した。被害者対応等に多額のコストを支出した。



☑ 使用者賠償責任補償特約

労災事故による被用者(従業員等)や遺族に対する記名被保険者^⑥とその役員が負担する損害賠償責任を補償します。

支払限度額				免責金額	
1名		1災害・保険期間中		なし	
☐ 500万円	☐ 1億円	☐ 500万円	☐ 1億円		
☐ 1,000万円	☐ 2億円	☐ 1,000万円	☐ 2億円		
☐ 3,000万円	☐ 3億円	☐ 3,000万円	☐ 3億円		
☐ 5,000万円	☐ 5億円	☐ 5,000万円	☐ 5億円		

1名および1災害・保険期間中について、それぞれ上記のいずれかからお選びください。
※1名の支払限度額は、1災害・保険期間中の支払限度額以下で設定してください。

CASE

工作機械の点検中、ローラーに挟まれて従業員がケガをした。安全配慮義務違反があったとして損害賠償請求された。



☑ 雇用慣行賠償責任補償特約

被用者等(従業員、採用応募者等)に対する差別的行為、ハラスメント、不当解雇等の不当行為に起因して記名被保険者とその役員および使用人が負担する損害賠償責任を補償します。

支払限度額(1請求・保険期間中)	免責金額
☐ 1,000万円	なし
☐ 2,000万円	
☐ 3,000万円	

上記のいずれかからお選びください。

CASE

職場でのいやがらせによって退職を余儀なくされた従業員から会社の管理責任を問われ、損害賠償請求された。



☑ 借用不動産損壊補償特約

借用不動産^⑦が損壊した場合に、貸主に対する損害賠償責任を補償します。

支払限度額	免責金額
1事故:1,000万円 保険期間中: 基本契約の支払限度額	10万円 ^(注)

CASE

調理場の火が燃え移り、借用店舗を焼失してしまつた。

(注)事故原因が火災、破裂・爆発、給排水設備からの漏水等による水漏れの場合、免責金額を適用しません。



ワイドプラン 補償1 受託物・借用財物・支給財物等の補償

受託物



所有または賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として被保険者が受託している財物の損壊について補償します。

※上記の他、運送または荷役のために受託している財物の損壊も補償します。

借用財物



借用中の財物(レンタル、リースを含む)の損壊について補償します。

支給財物



支給された資材・商品等の財物(仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含む)の損壊について、補償します。

支払限度額(1事故・保険期間中)	免責金額
1,000万円	基本契約と同じ

ベーシックプランでは管理財物^③のうち、作業を行う対象物の損壊等を補償しています。

ワイドプランはこの管理財物の補償が受託物・借用財物・支給財物等まで広がり、他人の財物への賠償損害の補償が充実しています。

ワイドプラン 補償2 借用イベント施設の補償



イベント等のために一時的に日本国内において借用する建物の損壊について補償します(イベント等とは、研修、講演、展示会、コンサート、スポーツ大会等の各種行事をいい、恒常的に行われる業務は含みません)。

支払限度額(1事故・保険期間中)	免責金額
1,000万円	●火災、破裂・爆発、給排水設備からの漏水等による水漏れ:なし ●上記以外:10万円

ワイドプラン 補償3 工事遅延損害の補償



対象工事に起因して対人・対物事故が発生し、その工事の対象物を発注者に引き渡すべき期日の翌日から起算して6日以上が遅延が発生している場合に保険金をお支払いします。

支払限度額(1事故・保険期間中)	免責金額
1,000万円 (遅延規定に基づく額が上限となります)	基本契約と同じ

ワイドプラン 補償4 他人のデータ・プログラムの消失・損壊の補償



業務遂行に伴い、他人のデータ・プログラムを消失または損壊した場合に補償します。ただし、被保険者が利用しているネットワークの管理やデータ・プログラムの提供に起因する損害は対象外となります。

※法律上の損害賠償責任が発生しない場合も、お支払いの対象となります。

支払限度額(1事故・保険期間中)	免責金額
1,000万円	基本契約と同じ

用語の
ご説明

③ 管理財物

管理財物とは次の財物をいいます。ワイドプランでは、①～⑤、ベーシックプランでは⑤のみを補償します。

①被保険者が第三者から借用中の財物 ②被保険者に支給された資材・商品等の財物 ③左記①および②を除き、被保険者の所有・賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等^(注1)を目的として、被保険者が受託している財物 ④上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物 ⑤上記①から④までを除き、目的がいかなる場合でも、現実的に被保険者の管理下にある財物^(注2)

(注1)動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。(注2)被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。

④ 情報の漏えいまたはそのおそれ

サイバー攻撃・不正アクセス、従業員の故意、盗難、紛失、メール・FAXの誤送信などによる他人の情報の漏えいまたはそのおそれが対象となります。情報とはマイナンバーなどの個人情報や企業情報のほか、これらに該当しない住所・氏名・年齢・信用情報・財務情報・クレジットカード番号・ID番号・メールアドレスなどの情報も含みます。情報の記憶媒体や所在地は問いません。

⑤ IT事故

情報システムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に伴う、他人の業務の阻害・電子情報の消失または損壊・人格権侵害または著作権侵害、その他不測かつ突発的な事由による他人の損失をいいます。

⑥ 記名被保険者

保険証券および保険申込書の記名被保険者欄に記載された者(補償の対象となる方)をいいます。

⑦ 借用不動産

被保険者が事務所、店舗、社宅として日本国内において他人から借用する建物または戸室をいいます。その建物と同時に借用した什器・備品を除きます。

オプション補償②

STEP 1 補償のご説明
(概要)

STEP 2 ご契約条件

STEP 3 補償内容の
詳細

ご契約にあたって①

STEP 1 補償のご説明
(概要)

STEP 2 ご契約条件

STEP 3 補償内容の
詳細

事業形態やニーズに応じてさまざまな補償をご用意しています。

ご契約条件についてまとめています。ご契約前に必ずご確認ください。



オプション補償 (費用・利益損害)

特約のセットにあたっては、別に定める特約保険料を
払込みいただきます。

☑ リコール費用補償特約

おすすめ!

生産物の欠陥に起因して、日本国内に存在する生産物の回収等を実施することにより生じた費用を補償します。
対人・対物事故の「おそれ」によるリコールも補償します。

CASE1

製造したパソコンの欠陥が原因で使用中に発火し、購入者の住宅が損壊した。被保険者は直ちに製品回収を行った。



CASE2

製造・販売した食品にアレルギー表示のモシがあることが発覚した。まだ事故の報告はないが、事故が発生するおそれがある製品の回収を行った。



支払限度額 (1回の回収等・保険期間中)

- ☐ 1,000万円
 - ☐ 2,000万円
 - ☐ 3,000万円
 - ☐ 5,000万円
 - ☐ 1億円
- 上記のいずれかからお選びください。

免責金額

基本契約と
同じ^(注)

(注) 基本契約で保険金をお支払いする事故が同時に発生した場合でも、本特約固有に免責金額を適用します。



☑ 休業損害補償特約

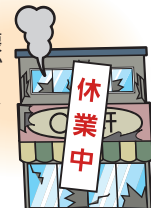
おすすめ!

下記①～⑩の事故により、被保険者が占有するすべての事業用物件(隣接物件、電気・ガスの配線等の敷地外ユーティリティ設備を含む)に発生した損害による休業損失および営業継続費用^(注1)^(注2)を補償します^(注1)^(注2)。

- ① 火災、落雷または破裂・爆発
- ② 風災、雹災または雪災
- ③ 水ぬれ
- ④ 騒擾、労働争議等
- ⑤ 航空機の墜落、車両の衝突等
- ⑥ 建物の外部からの物体の衝突等
- ⑦ 盗難
- ⑧ 水災
- ⑨ 電気的または機械的事故
- ⑩ ①～⑨以外の不測かつ突発的な事故

CASE1

火災により店舗が損壊し、休業せざるを得なくなった。



CASE2

仮店舗を借りての営業再開により、賃貸費用が持ち出しになった。



お支払いする保険金

売上減少高

×

補償割合^(注3)

+

営業継続費用

支払限度額

5,000万円

※営業継続費用保険金は1事故につき500万円限度

免責金額

なし

(注1) 食中毒・特定感染症による休業損害等については「食中毒・特定感染症利益補償特約」で補償します。

(注2) 保険金支払の対象となる期間は最大3か月となります。(注3) ご契約時に設定いただきます(粗利益率以下、かつ、30%以下)。

☑ 食中毒・特定感染症利益補償特約

記名被保険者の営業(食品の製造・販売・提供にかかる仕事)が食中毒や特定感染症^(注)によって休止または阻害された場合の減少した営業利益や営業休止中の従業員の給料等の経常費および収益減少防止費用^(注)を補償します^(注)。

CASE

食中毒を発生させてしまい、営業を休止したため、休業損失が発生した。



(注) 保険金支払の対象となる期間は最大3か月となります。

支払限度額 (1事故・保険期間中)

1,000万円

免責金額

なし

お支払いする保険金

収益減少額
(事故発生直前
12か月の売上高
を基に算出した
減少の額)

×

直近の
会計年度の
利益率^(注1)

-

経常費の
うち
支出を
免れた費用

+

収益減少
防止費用用語の
ご説明

⑧ 営業継続費用

仮店舗・仮事務所の賃借費用や外注により割高となる費用等、営業を継続するために必要な費用をいいます(食中毒・特定感染症による事故は補償されません)。

⑨ 特定感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフスなどをいいます。

⑩ 収益減少防止費用

支払期間内において、営業収益の減少の発生および拡大の防止のために支出した必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。

⑪ 利益率

営業利益と経常費の合計額を営業収益(売上高等)で除した率をいいます。

⑫ ISO

電気分野を除く工業分野の国際的な標準である国際規格を策定する国際標準化機構をいい、同機構が策定した国際規格として保険の割引の対象となるのはISO9001(品質マネジメントシステム)、ISO14001(環境マネジメントシステム)、ISO22000(食品安全マネジメントシステム)があります。

⑬ HACCP

食品の原料の受け入れから製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法をいい、国のHACCP認証といわれる「総合衛生管理製造過程承認制度」による認証のほか、自治体、業界団体、民間などの認証機関によるものがあります。

割引制度をご利用いただくと、保険料がおトクになります。

※基本の補償部分については、表示の割引率が適用されない場合があります。

自動車保険の良好なリスク状況に対して適用される割引

自動車リスク優良割引 10%

フリート契約

記名被保険者の自動車保険がフリート契約で、タフビズ賠償総合保険の契約締結日時点で適用されているフリート契約の優良割引率が20%以上の場合に適用します。

ノンフリート契約

記名被保険者の自動車保険がノンフリート契約^(注1)で、タフビズ賠償総合保険の契約締結日時点の等級^(注2)が全車7等級以上^(注3)の場合に適用します。

ポイント

自動車保険の
保険会社を
問いません!

※共済を除きます。

(注1) タフビズ賠償総合保険の契約締結日時点で資格審査期間中のフリート契約者を含みます。
(注2) 自動車保険(ノンフリート契約)が長期契約である場合、「自動車保険が1年契約だった場合の保険契約締結日時点の等級」とします。
(注3) 継続契約または中途更改後の新契約で、直前の契約期間中に新規取得した6等級の車両がある場合、他の全車両が7等級以上のときは、全車7等級以上とし、この割引を適用します。

品質・環境・食品安全管理等の取組みに対して適用される割引

ISO/HACCP割引 10%

契約締結日時点で、ISO^(注2) 12 やHACCP^(注3) 13 (右記のいずれかの認証)を取得していれば、割引を適用します。契約締結日時点で、下記いずれかの認証を取得済の企業^(注)

- ① ISO9001
- ② ISO14001
- ③ ISO22000
- ④ HACCP

(注) 認証の取得は全事業所・一部事業所を問いません。

ポイント

自動車リスク優良割引、
ISO/HACCP割引の適用範囲について
オプション特約を含めた保険料に適用
されます。

下限保険料

支払限度額と売上高により個々の契約ごとに設定されます。

保険料の払込方法は簡単・便利な「キャッシュレス」をおすすめします。

ご契約時に指定いただいた方法により、後日、保険料を払込みいただきますので、ご契約時に現金を用意いただく必要はありません。次のとおりキャッシュレスで払い込んでいただけます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます^(注1)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください^(注2)。

○：選択できます ✕：選択できません

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払 ^(注3)	大口分割払 ^(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○ ^(注6)	○ ^(注6)	○
払込票払 ^(注5)	✕	✕	○

(注1) ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。(注2) お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団扱での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただきます。(注3) 保険料割増が適用されます。(注4) 一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。(注5) 保険料の額によっては利用できない場合があります。(注6) 初回保険料のみ選択できます。

ご契約にあたって②

ご契約条件についてまとめています。ご契約前に必ずご確認ください。

ご契約にあたってお読みいただきたいこと

(1) 対象業種について

タフビズ賠償総合保険は、主業務が製造業、販売業、飲食業、サービス業のお客さまがご加入いただけます。

全事業の中で建設業の売上高割合が最も高い場合は、タフビズ建設業総合保険をご用意しております。



対象となるサービス業は以下のとおりです。

- 写真館、フォトショップ
- ゴルフ場
- 不動産仲介業
- クアハウス、浴場
- ゴルフ練習場、テニスコート、テニス練習場、バレーボールセンター
- 自動車修理業
- ハウスクリーニング業^(注1)
- 遊技場(ゲームセンター、ボウリング場、ビリヤード場、ダーツ場等)
- ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業
- 映画館、劇場
- 遊園地(有料の施設)
- スポーツ施設提供・運営業、カルチャースクール(スポーツ関連)
- ビルメンテナンス・清掃業
- カルチャースクール(スポーツ関連以外)^(注2)
- 理髪店、美容院

(注1) 主に家庭内の清掃を目的とした業務をいい、「ホームヘルパー」「家政婦」「ベビーシッター」を除きます。

(注2) 主として未成年を対象とし、学習・珠算・書道・外国語・華道・茶道・ピアノ・絵画等の指導をする私的教育機関は「塾総合保険」をご用意しております(この保険では引受対象とすることはできません)。

次のような業種等については、それぞれの専用商品により引き受けます。

- 運送業者^(注)
- 旅館・ホテル
- LPガス販売業者
- 消防用設備等保守業者
- 介護保険・社会福祉事業者
- 警備業者
- 塾
- 薬局、ドラッグストア など

(注) 運送業者のうち、道路貨物運送業、倉庫業および梱包業の売上高が全売上高の80%以上を占める場合

(2) 売上高・完成工事高等について

タフビズ賠償総合保険は年間売上高100億円以下のお客さまがご加入いただけます。

(3) 被保険者(補償の対象となる方)について

この保険の補償を受けられる方は、次のとおりとなります。

基本の補償

- ①記名被保険者、その役員、使用人
- ②記名被保険者の下請負人、その役員、使用人^(注1)
- ③発注者(記名被保険者が工事の元請負人である場合のみ)^(注1)
- ④下請製造業者^(注2)
- ⑤販売業者^(注2)

(注1) 記名被保険者の仕事の遂行または仕事の結果により、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りします。
(注2) 記名被保険者の生産物および仕事の結果に起因して損害を被る場合に限りします。

オプション補償

記名被保険者のほか、補償内容に応じてその他の方が被保険者となることもあります。

(4) 保険期間(ご契約期間)について

保険期間は1年間です。

(5) 保険料算出の基礎となる売上高・完成工事高等について

保険料は、「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込の売上高(建設業は完成工事高・売上高)」に基づいて算出した保険料によりご契約いただけます。確定保険料による契約ですので、保険期間終了後の確定精算は不要です。

新設法人等の取扱いについて

新規事業者等で、最近の会計年度(1年間)の税込売上高が把握できないときは、ご契約時における「事業計画値」等を売上高等とみなして保険料を算出します。この際も確定保険料となりますので、保険期間終了後の確定精算は不要です。



(6) 「支払限度額」「免責金額」の設定について

		支払限度額 ^(注1)	免責金額
基本 の 補 償	基本契約	対人事故・対物事故共通で、1事故につき、5,000万円 1億円 2億円 3億円 4億円 5億円 6億円 7億円 8億円 9億円 10億円 のいずれかからお選びください(ただし、生産物・仕事の結果危険補償については保険期間中の総支払限度額として上記の額と同額が適用されます)。 構内専用車等危険補償、従業員所有自動車危険補償、管理財物損壊補償、国外一時業務危険補償の1事故支払限度額は、基本契約の賠償責任補償と同額となります。	なし 1万円 3万円 5万円 10万円 30万円 50万円 100万円 よりお選びください。
	来訪者財物損壊補償	●1名につき10万円かつ1事故100万円 ●保険期間中1,000万円	なし
	生産物自体の損害補償	1事故・保険期間中1,000万円	基本契約と同じ
	国外一時持出・流出生産物危険補償	1事故・保険期間中1,000万円	基本契約と同じ
	人格権侵害補償	1事故・保険期間中1,000万円	基本契約と同じ
	広告宣伝活動による権利侵害補償	1事故・保険期間中1,000万円	基本契約と同じ
	使用不能損害拡張補償	1事故・保険期間中1,000万円	基本契約と同じ
	初期対応費用補償	1事故・保険期間中1,000万円	なし
	訴訟対応費用補償	1事故・保険期間中1,000万円	なし
	ブランドイメージ回復費用補償	1事故・保険期間中1,000万円	なし
オプション の 補 償	被害者治療費等補償	●被害者1名につき、死亡・後遺障害50万円、入院10万円、通院3万円 ●1事故・保険期間中1,000万円	なし
	受託物損壊補償	1事故・保険期間中1,000万円	基本契約と同じ
	借用イベント施設損壊補償	1事故・保険期間中1,000万円	10万円 ^(注2)
	工事遅延損害補償	1事故・保険期間中1,000万円(遅延規定に基づく額が上限)	基本契約と同じ
オプション 補 償 (注1)	データ損壊復旧費用補償	1事故・保険期間中1,000万円	基本契約と同じ
	サイバーリスク補償特約	右表の4パターンよりお選びください。 ※費用損害の支払限度額は、賠償損害の支払限度額に含まれます。 ※訴訟対応費用は、賠償損害支払限度額の設定額の範囲内で1,000万円までとなります。 ※情報システム等復旧費用、被害拡大防止費用と再発防止費用の合計額、サイバー攻撃調査費用は、費用損害支払限度額の設定額の範囲内でそれぞれ200万円までとなります。	なし ^(注3)
	使用者賠償責任補償特約	1名および1災害・保険期間中につき、500万円 1,000万円 3,000万円 5,000万円 1億円 2億円 3億円 5億円 のいずれかからそれぞれお選びください(ただし、1名の支払限度額は、1災害・保険期間中の支払限度額以下でお選びください)。	なし
	雇用慣行賠償責任補償特約	1請求および保険期間中 1,000万円 2,000万円 3,000万円 よりお選びください。	なし
	借用不動産損壊補償特約	●1事故:1,000万円 ●保険期間中:基本契約の支払限度額	10万円 ^(注2)
	リコール費用補償特約	1回の回収等・保険期間中につき、1,000万円 2,000万円 3,000万円 5,000万円 1億円 のいずれかからお選びください。	基本契約と同じ ^(注4)
	休業損害補償特約	1事故5,000万円*(保険金支払の対象となる期間は最大3か月) *営業継続費用は1事故500万円が限度	なし
	食中毒・特定感染症利益補償特約	1事故・保険期間中1,000万円(保険金支払の対象となる期間は最大3か月)	なし

(注1) すべての保険金の合計で、保険証券記載の基本契約の支払限度額(以下「総支払限度額」といいます)を限度とします。オプション補償の支払限度額についても、総支払限度額に含まれます。基本契約の支払限度額を超えて、オプション補償の支払限度額を設定することはできません。(注2) 事故原因が火災、破裂・爆発、給排水設備からの漏水等による水漏れの場合、免責金額を適用しません。(注3) 被害拡大防止費用、再発防止費用は90%、サイバー攻撃調査費用は80%の縮小支払割合を適用します。(注4) 基本契約で保険金をお支払いする事故が同時に発生した場合でも、本特約固有に免責金額を適用します。

補償内容の詳細①

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

賠償責任保険普通保険約款、企業包括特別約款、企業総合賠償特約、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1-1. 基本の補償(賠償責任保険普通保険約款、企業包括特別約款)の補償内容 ワイドプラン ベーシックプラン

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合（共通）	
保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊（注1）について、被保険者（注2）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る次の損害に対して、保険金をお支払いします。 (1)施設・業務危険補償 ●施設の所有、使用または管理に起因する損害 ●仕事の遂行に起因する損害 (2)生産物危険補償 ●被保険者の占有を離れた生産物に起因する損害 ●仕事の結果に起因して、仕事の終了または放棄の結果、生じた事故による損害 (注1) 滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。 (注2) この保険の被保険者（補償の対象となる方）は次のいずれかに該当する者をいいます。 ①記名被保険者、その役員、使用人 ②記名被保険者の下請負人、その役員、使用人 ③発注者（下請業者にとっての元請業者を含みません。） ④下請製造業者 ⑤販売業者（記名被保険者の生産物の販売業務を遂行する者）		●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ●被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者が、所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ●被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ●地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ●液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。） ●原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任 など	
お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額			
名称	説明	支払額	限度額
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	①～④の合計額	保険証券に記載された支払限度額
② 損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用		
③ 権利保全行使費用	権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用		
④ 緊急措置費用	応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用		
⑤ 協力費用	損害賠償請求の解決にあたり被保険者が当社に協力するために要した費用	実費	なし
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用等	実費	なし。ただし、①が支払限度額を超える場合は、下記を限度とします。 争訟費用 × 支払限度額 ÷ ①損害賠償金

1-2. 自動的にセットされる企業総合賠償特約の補償内容 ワイドプラン ベーシックプラン

特約の主な概要は次のとおりです。

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
構内専用車等危険補償	作業場内および施設内における自動車または作業場内における車両の所有、使用または管理に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	●被保険者が自動車または車両を一般道路上で運行中の事故によって生じた損害 など
従業員所有自動車危険補償	従業員が業務のために行う従業員所有自動車の使用または管理に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	●自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した従業員所有自動車の使用または管理に起因する損害 など
管理財物損壊補償	被保険者の管理下にある他人の財物 ^(注) (以下「補償管理財物」といいます。)の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。 (注) 第三者から借用中の財物、支給された資材・商品等の財物、保管、修理等を目的に受託している財物、運送または荷役のために受託している財物を除きます。	●被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取による損害 ●被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有しまたは私用に供する補償管理財物の損壊による損害 ●補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いによる損害 など
来訪者財物損壊補償	施設内で保管する来訪者の財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	●来訪者の財物の損壊による使用不能またはそれによる収益減少による損害 など
生産物自体の損害補償	事故の原因となった生産物自体の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	—
国外一時業務危険補償	被保険者が仕事の遂行のために日本国外に出張して行う業務に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	—
国外一時持出・流出生産物危険補償	被保険者以外の者により日本国外に持ち出された生産物に起因して日本国外で発生した事故による損害に対して、保険金をお支払いします。	●被保険者以外の者が日本国外へ販売または供給することを目的に、被保険者以外の者との間で定めた仕様、規格または数量などに基づき、被保険者が製造・販売または供給した生産物による損害 など
人格権侵害補償	名誉毀損またはプライバシーの侵害などによる不当行為に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	●被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 など
広告宣伝活動による権利侵害補償	不特定多数の人に対する広告宣伝活動による名誉毀損、プライバシー侵害および著作権侵害等に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	●営業上の表示等の侵害によって生じた損害 ●宣伝価格の誤りによって生じた損害 など
使用不能損害拡張補償	他人の財物の損壊を伴わない他人の財物の使用不能に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	●契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した損害 など

補償内容の詳細②

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	費用保険金の種類
初期対応費用補償	緊急的対応のために支出した初期対応費用をお支払いします。	●事故現場の保存に要する費用 ●事故現場の取片付けに要する費用 ●事故状況または原因を調査するために要した費用 ●被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 ●通信費 ●損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、完成品または製造品・加工品の損壊が発生した場合を除きます。 など
訴訟対応費用補償	損害賠償請求を解決するために要した訴訟対応費用をお支払いします。	●被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ●被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ●訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ●被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 ●意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ●増設したコピー機の賃借費用 など
ブランドイメージ回復費用補償	ブランドイメージの回復または失墜防止のために支出したブランドイメージ回復費用をお支払いします。	●事故によって失った被保険者の施設、仕事または生産物の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等および広告宣伝活動等の方法を策定するために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に出した費用 ●被保険者が他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その事故の再発防止のために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に出した費用 など
被害者治療費等補償	被害者の治療等に要した費用をお支払いします。	●被害者が通院または入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 ●被害者が重度後遺障害を被った場合において、その原因となった身体の障害の治療に要した費用 ●被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用 ●見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。 など

2 ワイドプランに自動的にセットされる特約の補償内容 ワイドプラン

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる特約です。特約の主な概要は次のとおりです。

※以下では、それぞれの特約の「保険金をお支払いできない主な場合」を記載しています。
このほか、基本の補償の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】等が適用されます。

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
受託物損壊補償特約	第三者から借用中の財物、支給された資材・商品等の財物、保管、修理等を目的に受託している財物、運送または荷役のために受託している財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	●被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害 ●被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊に起因する損害 ●受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ●屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害を除きます。 ●受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害 ●受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質に起因する損害 ●通常の作業工程上生じた修理もしくは加工の拙劣または仕上不良等による受託物の損壊に起因する損害 など
データ損壊復旧費用補償特約	他人が所有または使用する電子情報の消失または損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	—
工事遅延損害補償特約	事故による対象工事の遅延に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	—
借用イベント施設損壊補償特約	イベント等のために他人から賃借した建物(借用イベント施設)の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	●借用イベント施設の修理、改造、取壊し等の工事 ●借用イベント施設の欠陥またはねずみ食いもしくは虫食い ●借用イベント施設の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化または汚損 ●借用イベント施設の自然の消耗 ●借用イベント施設の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、変質、その他これらに類似の事由 ●被保険者が借用イベント施設を貸主に引き渡した後に発見された損壊 など

3 その他の任意でセットできる特約と補償内容

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる主な特約とその概要は次のとおりです。

※以下では、それぞれの特約の「保険金をお支払いできない主な場合」を記載しています。
このほか、基本の補償の【保険金をお支払いできない主な場合（共通）】等が適用されます。

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
サイバーリスク補償特約	情報漏えいまたはそのおそれや記名被保険者が行う情報システムの管理等による、他人の業務の障害、他人の管理する電子情報の消失等に起因する損害賠償責任および費用損害を補償します。	● 身体の障害に対する損害賠償請求 ● 被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求 ● 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に対する損害賠償請求 ● 特許権、実用新案権、意匠権等の侵害に対する損害賠償請求 など
使用者賠償責任補償特約	労災事故による被用者（従業員等）や遺族に対する損害賠償責任および損害賠償責任の解決のために負担した費用（訴訟費用、弁護士報酬等）を補償します。	● 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または災害補償規定等がある場合、その契約または規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 など
雇用慣行賠償責任補償特約	被用者等（従業員、採用応募者等）に対する差別的行為、ハラスメント、不当解雇等に起因する損害賠償責任を補償します。	● 法令、労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金、退職金その他の給付金の給付義務に起因する損害賠償請求 ● 労働時間、休日または休暇の取得等に起因する損害賠償請求 など
借用不動産損壊補償特約	社宅、事務所、店舗として他人から借用する建物または戸室（借用戸室）が損壊した場合に、貸主に対する損害賠償責任を補償します。	● 借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借戸室ごと、その借戸室の機能の喪失または低下を伴わない損壊 など
リコール費用補償特約	生産物の欠陥に起因して日本国内の生産物の回収等を実施することにより負担した費用を補償します。	● 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故の発生またはそのおそれ ● 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ● 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾 ● 地震、噴火、洪水、津波または高潮 ● 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由。ただし、これらの事由が異物混入の結果として発生した場合は除きます。 ● 消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造、販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等 ● 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
		● 石綿（アスベスト）の組成、含有、付着またはこれらのおそれ ● 生産物の修理または代替品の欠陥 ● 牛海綿状脳症（BSE）もしくは口蹄疫またはこれらのおそれ ● 高病原性鳥インフルエンザ など
休業損害補償特約	下記の事由により、被保険者が占有するすべての事業用物件（隣接物件、敷地外ユーティリティ設備を含む）に発生した損害による休業損害および営業継続費用を補償します。 ① 火災、落雷または破裂・爆発 ② 風災、雹災または雪災 ③ 水ぬれ ④ 騒擾、労働争議等 ⑤ 航空機の墜落、車両の衝突等 ⑥ 建物の外部からの物体の衝突等 ⑦ 盗難 ⑧ 水災 ⑨ 電氣的または機械的事故 ⑩ 上記①～⑨の事故以外の不測かつ突発的な事故	● 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ● 上記に規定する者以外の者が休業損害保険金または営業継続費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。 ● 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害。ただし、建物等の外側の部分が事故によって破損し、その破損部分から建物等の内部に吹き込むことまたは漏入することによって生じた損害を除きます。 ● 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ● 左記の①から⑥または⑧から⑩までの事故の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害 ● 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。 ● 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害 など
食中毒・特定感染症利益補償特約	被保険者の営業（食品の製造・販売・提供にかかる仕事）が食中毒や特定感染症によって休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用を補償します。	● 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ● 被保険者の故意または重大な過失による法令違反 など

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、当社は協賛会社として参加しています。ベルマークにより、学校に必要な備品・教材などの購入が可能です。また、これらの購入代金の10%が「災害被災校」への援助や、海外の学校設備の充実などに活用されます。



タフビズ賠償総合保険なら30点!

あいおいニッセイ同和損保が協賛しているベルマーク運動は、災害被災校などに教材や教育設備品の援助を行っています。

万一、事故が発生した場合

〈万一、事故が発生した場合の手続き〉

- 万一事故が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

〈示談にあたって〉

タフビズ賠償総合保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

事故の
場合は

事故が発生した場合は、
遅滞なく代理店・扱者
または右記までご連絡
ください。

0120-985-024
(無料)

24時間・365日受付

※IP電話からは0276-90-8852

(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

企業経営者の強い味方「経営セカンドオピニオン」がお役に立ちます!



お電話ください。
“経営の困った”に
スピーディに
対応します。

法律
の
ご相談

税務
の
ご相談

人事労務
の
ご相談

に弁護士・税理士・社会保険労務士が電話でアドバイスします(予約制)。

- ・ご利用時間:平日13~17時(土日祝日、12/25~1/5を除きます)
- ・サービスをご利用いただける方は保険契約者となります。ただし、保険契約が団体契約等の場合、被保険者も対象となります。なお、保険契約者または被保険者が法人の場合は、その法人の代表者となります。

- ⚠ このサービスは、日本国内の法律・税務・人事労務に関するご相談が対象となり、海外のご相談は対象となりません。
- ・サービスのご利用は、保険期間中メニュー(項目)ごとにそれぞれ5回までとなります(予約制)。
- ・保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ・一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。
- ・既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
- ・サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ・サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「普通保険約款・特別約款・特約集」でご確認ください。

ご 注 意 い た だ き た い こ と

複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- このパンフレットは「タフビズ賠償総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

- 「タフビズ賠償総合保険」は「企業包括特別約款、企業総合賠償特約セット賠償責任保険」のペットネームです。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>